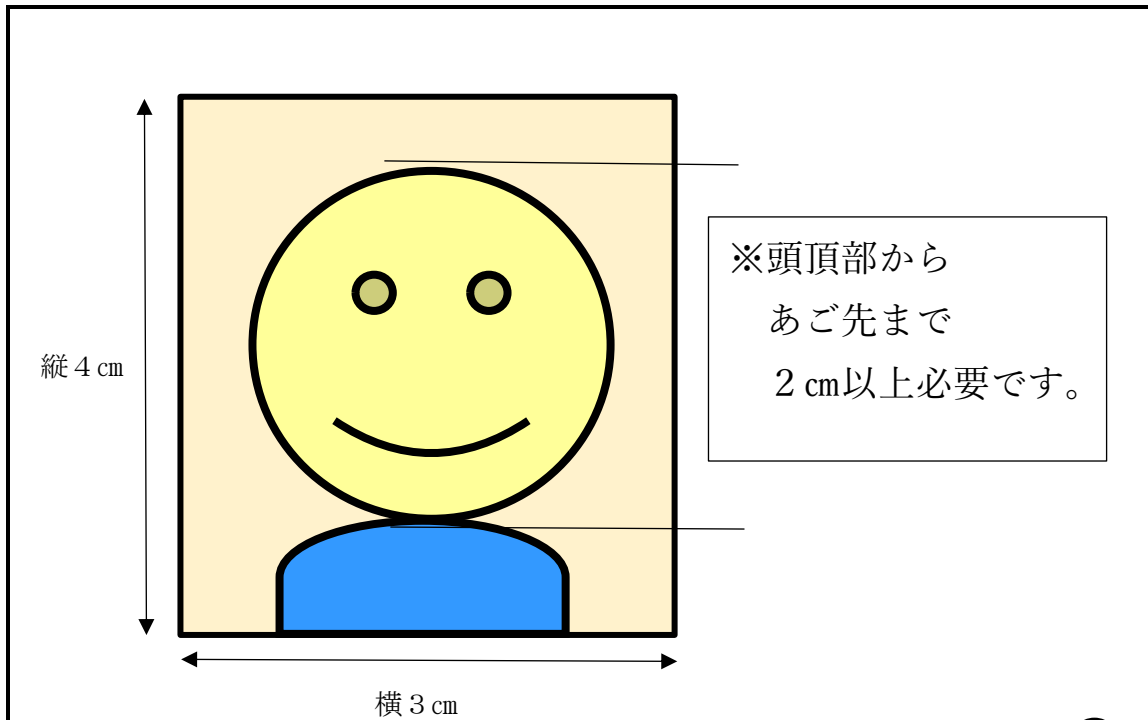


電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い



【写真は交付する免状に使用しますので、以下の点にご注意ください】

- ・写真は上図のサイズ（大きさ）で6か月以内に撮影したもの
- ・構図はわくなし、正面、無帽、無背景、服装は自由
- ・髪の毛で目元が見えない写真や、顔に影がある写真は不可
- ・その他、免状用写真として不適切ではないもの（不適切な写真の例は以下を参照）
- ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること

【免状用写真として不適切な写真の主な例】

免状用写真として不適切な写真は受付できませんので、再提出をお願いすることになります。不適切な写真の主な例は以下のとおりですが、結果として免状の交付時期が遅れることとなりますのでよくお読みください。

- ・写真サイズが上図の大きさ以外のもの（大きすぎても小さすぎてもダメ）
- ・顔の輪郭の一部が隠れているもの（頭、あごが見切れているもの）
- ・照明が眼鏡に反射しているもの（サングラス着用不可）
- ・写真が不鮮明なもの（顔が影で暗すぎるもの）
- ・目の大きさ等、画像を加工したもの
- ・カラープリンター印刷等で写真専用紙以外のもの

※その他、写真店や照明写真機以外で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に壁の柄が写りこむ等の不適切なケースとなることが多いのでご注意ください。

※実際の写真より影が濃く印刷されることが多いため、髪の毛の影が目にかからないようご注意ください。